



# 広報かさま お知らせ版

笠間市



問い合わせ方法：笠間市役所本所・支所

笠間・友部地区から Tel 0296 (77) 1101 または Tel 0296 (72) 1111

岩間地区から Tel 0299 (37) 6611

## ■お知らせ

- ①事業系ごみは自己処理が原則です
- ②国民健康保険税の納期が変更になります
- ③笠間市児童館の指定管理者を募集します
- ④土地収用法第15条の14に基づく事業説明会を開催します(道の駅)
- ⑤65歳以上の介護保険料が一部改定となります
- ⑥公共下水道管路布設工事に伴い交通規制を行います
- ⑦有害鳥獣捕獲を実施します
- ⑧笠間市eスポーツ大会の参加者を募集します
- ⑨地域の助け合い活動の担い手になってみませんか
- ⑩笠間市農業公社臨時職員を募集します
- ⑪栗収穫および選別の従事者を募集します
- ⑫特設無料人権相談を開設します
- ⑬水戸産業技術専門学院 職業訓練生を募集します
- ⑭第6回 茨城県障害者・高齢者フライングディスク競技大会の参加者を募集します

## ■趣味・体験

- ⑮ママ・リフレッシュ～シェイプアップヨガ～
- ⑯カサマルシェ
- ⑰カサマルシェコラボ企画  
「旬の野菜を使った料理教室」
- ⑱第62回 自然観察会
- ⑲第1回 環境寺子屋 地球温暖化講座と工作教室
- ⑳天神の里「釣り大会」
- ㉑笠間図書館 夏休みイベント  
「化石のレプリカを作ろう」
- ㉒自衛隊イベント「艦艇公開 in 大洗」
- ㉓地域交流会
- ㉔歌とハープのキッズコンサート
- ㉕友部駅前フリーマーケット
- ㉖夏休み特別企画ワイワイ!楽しく子ども科学教室
- ㉗自由研究にもぴったり!「レンズ工作体験教室」
- ㉘夏の旅行は茨城空港から韓国へ

## ① 事業系ごみは自己処理が原則です

事務所、店舗などの事業所から出たごみは、「事業系ごみ」として、事業者の責任で適正に処理することが法律により義務づけられています(廃棄物の処理および清掃に関する法律 第3条第1項)。

事業活動に伴って出るごみは、「質」や「量」にかかわらず「事業系ごみ」となりますので、「家庭ごみ」とは異なり市では収集しません。しかしながら、「家庭ごみ」の集積所に「事業系ごみ」を出されている事業所・店舗が見受けられます。

「事業系ごみ」は自らごみ処理施設等に持ち込むか、または収集運搬の許可業者に委託して処理することになりますので、ご協力をお願いします。

なお、住宅と併設されている事業所(住まいと事業所が一緒)については、家庭から出るごみは「家庭ごみ」として、事業活動から出るごみは「事業系ごみ」としての処理をお願いします。

問 環境保全課(内線127)